

神奈川県内の議会運営に関する情報②

《参考資料4-2》

項目		小田原市	横浜市	川崎市	相模原市	横須賀市	
(3) 会議における「一問一答方式」の導入状況について	本会議	全ての場面で、一問一答方式を導入している	—	—	—	—	
		一部の場面で、一問一答方式を導入している	○	—	○	○	
		〔一部導入有りの場合のみ補足記入〕 ※「一問一答方式」を可としている場面	・原則は、「一括質疑・一括答弁方式」 ・例外として「一問一答方式」を可としている場面は、一般質問や代表質問における2回目以降の質問のみ ※一般質問における登壇しての1回目の質問は、「一括質疑・一括答弁方式」とし、自席での2回目以降の質問は「一問一答方式」でも「一括質疑・一括答弁方式」でもよいこととしている(本市議会の「議会慣例」として規定あり)	—	・代表質問・代表質疑は、質問・質疑及び答弁をそれぞれ一括して行う。ただし、再質問・再質疑は、一問一答による質問方法も選択できる。(通告時に届け出る。) ・一般質問は、質問及び答弁とも一括して行う。ただし、一問一答による質問方法も選択できる。(通告時に届け出る。)	一般質問において、3つの形式を選択制としている。 ①1問目は演壇から一括質問を行い、2回目以降は質問席から一問一答制を行う。 ②1問目から質問席で一問一答制を行う。 ③一括方式で、1問目は演壇、2回目以降は質問席で行う。	一問一答方式・一括質疑方式を採用している。 一問一答方式で質疑を行う場合、1回目は一括質疑方式で行い、2回目以降は、一問一答方式で行うものとする。
		一問一答方式は導入していない	—	○	—	—	
		その他補足事項(本会議) ※補足事項があれば記入ください。	—	—	—	—	
	「一問一答方式」の導入有無 ※「導入状況」で該当する箇所 に○	委員会	全ての委員会・場面で、一問一答方式を導入している	—	○	—	○(※)
			〔全ての委員会・場面で一問一答方式を導入有りの場合に補足記入〕 ※一問一答方式は論点が明確になる反面、質疑全体の時間が長引くことも懸念されます。発言方法(時間・回数)に関する取決め等がありましたら入力ください。	—	常任委員会・特別委員会(予算・決算特別委員会を除く)は、質問方式については取り決めはなく、挙手のうえ、委員長に指名された委員が発言し、理事者が答弁している。 予算・決算特別委員会は、会派時間制及び通告制としており、質問者は発言席において、一問一答方式で質問を行う。	※委員会では、質問形式を定めてはいませんが、現状、全ての場面で一問一答形式で行っている。	—
			一部の委員会または場面において、一問一答方式を導入している	○	—	○	—
			〔一部導入有りの場合のみ補足記入〕 ※「一問一答方式」を可としている場面	・原則、「一括質疑・一括答弁方式」 ・例外として「一問一答方式」を可としている場面は、予算特別委員会及び決算特別委員会における2回目以降の質問のみ ※常任委員会における議案審査や所管事務調査における質疑は、再質疑(2回目以降)も「一括質疑・一括答弁方式」としている。	—	・予算審査特別委員会の質疑は、一括して行う。ただし、質疑冒頭に全項目を提示した上で、一問一答による質問方法も選択できる。(通告時に届け出る。) ・決算審査特別委員会の総括質疑は、質疑及び答弁をそれぞれ一括して行う。ただし、再質疑は、一問一答による質問方法も選択できる。(通告時に届け出る。) ・決算審査特別委員会分科会の質疑は、一問一答により行う。 ・常任委員会の質疑・質問の方法における申し合わせ等は無い。	予算決算常任委員会の総括質疑及び部門別常任委員会の質疑において、一問一答方式を採用している。
			一問一答方式は導入していない	—	—	—	—
その他補足事項(委員会) ※補足事項があれば記入ください。	—	—	—	—			
(4) 文書質問制度の導入状況(検討状況)について	「文書質問制度」の導入有無		無	有	無	有	
	〔導入有りの場合のみ記入〕 導入時期(文書質問が可能となった年月)	—	正確な導入時期は確認困難 ※少なくとも、昭和54年第2回定例会において文書質問が行われた先例がある。	—	—	平成22年6月	
	〔導入無しの場合のみ記入〕 「文書質問制度」の導入についての導入検討の有無(令和3年12月31日現在)	無	—	無	無	—	
(5) 議会に対する情報提供等について	議会に対する執行部からの報告等のあり方	常任委員会における報告事項(所管事務調査)として、執行部から報告を受け、質疑を行っている。 なお、案件によっては議員説明会(執行部主催・任意会議)として、全議員を対象に報告が行われる場合もある。 〔参考〕 常任委員会の開催日数及び報告件数 ○総務常任委員会 → 開催日数 10日 → 報告案件数 48件 ○厚生文教常任委員会 → 開催日数 10日 → 報告案件数 32件 ○建設経済常任委員会 → 開催日数 9日 → 報告案件数 32件 ※議会広報広聴常任委員会を除く ※令和3年は行政視察の実施なし	常任委員会における報告事項(所管事務調査)として、執行部から報告を受け、質疑を行っている。 【参考】 常任委員会の開催日数(令和3年) ○政策・総務・財政委員会 16日 ○国際・経済・港湾委員会 7日 ○市民・文化観光・消防委員会 7日 ○子ども青少年・教育委員会 10日 ○健康福祉・医療委員会 9日 ○温暖化対策・環境創造・資源循環委員会 7日 ○建築・都市整備・道路委員会 11日 ○水道・交通委員会 7日 ※令和3年は行政視察の実施なし	常任委員会では、閉会中でも原則として、木曜日に開催し、金曜日を予備日として、所管事務の調査(報告事項)を行っている。 なお、案件によっては、市長からの申し出により行政報告として本会議で取り扱うこともある。(直近の例:川崎市総合計画第3期実施計画素案を含む4件の行政報告(令和3年第4回定例会)) また、常任委員会の所管事務の調査に至らないものであっても、文書共有システムを活用し、毎日数件の執行部からの情報提供を行っている。	市政等に関する重要案件の協議を行う場として、全議員で構成する全員協議会を設置している。	常任委員会において一般報告として、執行部から報告を受け、質問を行っている。	

項目		平塚市	鎌倉市	藤沢市	茅ヶ崎市	逗子市	
(3) 会議における「一問一答方式」の導入状況について	本会議	全ての場面で、一問一答方式を導入している	—	—	—	—	
		一部の場面で、一問一答方式を導入している	○	○	○	○	
		〔一部導入有りの場合のみ補足記入〕 ※「一問一答方式」を可としている場面	・3月定例会での代表質問は、一括質問・一括答弁方式のみ ・その他の定例会及び3月定例会での総括質問の時は、一括方式と一問一答方式とが選択できる。	・原則は、「一問一答方式」 ・例外として、2月定例会において、新年度予算関係議案に対する質疑として行う「代表質問」及び「総括質問(無所属議員)」は、「一括質疑・一括答弁方式」で実施している。	・原則は、「一括質疑・一括答弁方式」 ・一般質問に関しては、一括質問方式と一問一答方式の選択制としています。 ※一般質問において、一括質問方式による場合は、1回目の質問は登壇、2回目と3回目は質問席としています。一問一答方式による場合は、1回目から質問席としています。 ※議会運営委員会申し合わせ事項で明文化しています。	○一般質問では、「一括」と「一問一答方式」と選択できることになっている。	・例外として「一問一答方式」を可としている場面は、一般質問や代表質問
		一問一答方式は導入していない	—	—	—	—	
		その他補足事項(本会議) ※補足事項があれば記入ください。	—	—	—	—	—
	「一問一答方式」の導入有無 ※「導入状況」で該当する箇所に○	委員会	全ての委員会・場面で、一問一答方式を導入している	○	○	○	○
			〔全ての委員会・場面で一問一答方式を導入有りの場合に補足記入〕 ※一問一答方式は論点が明確になる反面、質疑全体の時間が長引くことも懸念されます。発言方法(時間・回数)に関する取決め等がありましたら入力ください。	・原則として一問一答方式だが、申し合わせで1回の質問については3問程度として、同じ質問項目については3回までとしている。 ・所管事項質問については質問回数は3回までとして、質問答弁を合わせて10分とする(令和3年12月より試行)	特別委員会における質疑については、一委員の質疑が30分以上続いている場合は、委員長から注意を促し、各委員の発言時間を記録するものとしている。	・特に取り決めはありませんが、予算・決算審査においては、議会改革の取組として、審議時間の効率化に向けて協議し、共通認識をした例があります。	予算特別委員会の総括質疑では時間制限を設けている
			一部の委員会または場面において、一問一答方式を導入している	—	—	—	—
			〔一部導入有りの場合のみ補足記入〕 ※「一問一答方式」を可としている場面	—	—	—	—
			一問一答方式は導入していない	—	—	—	—
その他補足事項(委員会) ※補足事項があれば記入ください。	—	—	—	—	—		
(4) 文書質問制度の導入状況(検討状況)について	「文書質問制度」の導入有無		無	有	無	無	
	〔導入有りの場合のみ記入〕 導入時期(文書質問が可能となった年月)	—	平成27年1月1日(議会基本条例の施行日) ※同条例により制度として定めたが、条例の施行前から、文書質問は行われていた。	—	—	—	
	〔導入無しの場合のみ記入〕 「文書質問制度」の導入についての導入検討の有無(令和3年12月31日現在)	無	—	無	無	無	
(5) 議会に対する情報提供等について	議会に対する執行部からの報告等のあり方	原則として定例会のない月に「定例行政報告会」(市長部局主催)を行い、市長部局から全議員に対して市政に関する報告・説明の機会が設けられている。原則として質疑はなしとなっているが、場合によって簡単な質問が出る場合もある。 (参考) 令和3年の定例行政報告会開催日数と案件数 令和3年1月13日 11案件 2月8日 16案件 4月20日 6案件 5月21日 7案件 7月26日 8案件 8月19日 6案件 10月22日 7案件 11月15日 5案件	常任委員会における報告事項として、執行部から報告を受け、質疑を行っている。 閉会中に報告を受けるべき案件があると判断したときは、所管である常任委員会協議会を開催し、報告を受ける事例もある。 そのほか、市政に関する重要事項等については、議会全員協議会を開催し、報告を受けている。 (参考) 常任委員会の開催日数及び報告件数(協議会を含む) ○総務常任委員会 → 開催日数 4日 → 報告案件数 17件 ○教育福祉常任委員会 → 開催日数 5日 → 報告案件数 27件 ○市民環境常任委員会 → 開催日数 5日 → 報告案件数 18件 ○建設常任委員会 → 開催日数 4日 → 報告案件数 34件 ※現在の任期中における数字です。(令和3年5月15日～)	常任委員会における報告事項(所管事務調査)として、執行部から報告を受け、質疑を行っている。 (参考) 常任委員会の開催日数及び報告件数(R2年度) ○建設経済常任委員会 → 開催日数 4日 → 報告案件数 14件 ○厚生環境常任委員会 → 開催日数 4日 → 報告案件数 15件 ○子ども文教常任委員会 → 開催日数 5日 → 報告案件数 12件 ○総務常任委員会 → 開催日数 5日 → 報告案件数 15件 ※補正予算常任委員会を除く	○報告案件については、全員協議会や本会議の場で行われている。 ○令和2年度報告事項 10件 ※常任委員会単位では報告を受けていない。	全員協議会を開催し議員全員に報告(参考)令和3年 5回	

項目		三浦市	秦野市	厚木市	大和市	伊勢原市			
(3) 会議における「一問一答方式」の導入状況について	本会議	全ての場面で、一問一答方式を導入している	○	—	○	—	—		
		一部の場面で、一問一答方式を導入している	—	○	—	—	○		
		〔一部導入有りの場合のみ補足記入〕 ※「一問一答方式」を可としている場面	—	一般質問 (1回目の質問は通告に従い一括方式で行うものとし、 2回目(再質問)からは一問一答方式を可能とする。)	—	—	—	・原則は、「一括質疑・一括答弁方式」 ・例外として「一問一答方式」を可としている場面は、一般質問における2回目以降の質問のみ ※一般質問における登壇しての1回目の質問は、「一括質疑・一括答弁方式」とし、自席での2回目以降の質問は「一問一答方式」でも「一括質疑・一括答弁方式」でもよいこととしている(本市議会の「議会慣例」として規定あり)	
		一問一答方式は導入していない	—	—	—	○	—		
		その他補足事項(本会議) ※補足事項があれば記入ください。	ただし、一括方式との選択制	—	—	—	—		
	「一問一答方式」の導入有無 ※「導入状況」で該当する箇所 に○	委員会	全ての委員会・場面で、一問一答方式を導入している	○	○	○	○	○	
			〔全ての委員会・場面で一問一答方式を導入有りの場合に補足記入〕 ※一問一答方式は論点が明確になる反面、質疑全体の時間が長引くことも懸念されます。発言方法(時間・回数)に関する取決め等がありましたら入力ください。	無	質疑時間・質疑回数の制限は設けていない。 (予算及び決算審査を除く。)	無	無	無	質疑全体の時間が長引く懸念がある。 発言方法の取決めはないが、委員会の冒頭に委員長から、質疑項目は3項目程度に区切って簡潔に行うこと、 答弁者は質疑項目を繰り返すことのないように発言する旨の周知をしている。
			一部の委員会または場面において、一問一答方式を導入している	—	—	—	—	—	
			〔一部導入有りの場合のみ補足記入〕 ※「一問一答方式」を可としている場面	—	—	—	—	—	
			一問一答方式は導入していない	—	—	—	—	—	
その他補足事項(委員会) ※補足事項があれば記入ください。	—	—	—	—	—				
(4) 文書質問制度の導入状況(検討状況)について	「文書質問制度」の導入有無	無	無	無	無	無			
	〔導入有りの場合のみ記入〕 導入時期(文書質問が可能となった年月)	—	—	—	—	—			
	〔導入無しの場合のみ記入〕 「文書質問制度」の導入についての導入検討の有無(令和3年12月31日現在)	無	無	無	無	無			
(5) 議会に対する情報提供等について	議会に対する執行部からの報告等のあり方	<p>常任委員会の散会後に委員協議会を開き、執行部から報告を受け、質疑を行っている。案件によっては、全員協議会を開いて全議員を対象に報告を行う。</p> <p>〔参考〕 常任委員協議会の開催日数及び報告件数 ○総務経済常任委員協議会 → 開催日数 4日 → 報告案件数 16件 ○都市厚生常任委員協議会 → 開催日数 4日 → 報告案件数 24件</p>	<p>定例会開催月を除く毎月報酬支給日に「議員連絡会」を開催し、執行部から報告を受け、質疑を行っている。報告案件は、1億円以上の契約関係や議長が簡易な事項と認めるものを対象としている。 また、執行部の要請により議長が招集する「議会全員協議会」がある。協議案件は、政策的な重要案件や重要事件について協議している。</p>	<p>市政の進捗状況等、議会に報告が必要とされた執行部が判断した重要事項については、全員協議会で報告を受け、質疑を行っている。</p>	<p>付議事件審査及び委員会視察を除く、所管事務調査を行っていない。</p>	<p>本会議開催のない月の原則20日に議会全員協議会を開催し、執行部から報告を受け、質疑を行っている。また、それ以外にも、適宜、全議員説明会を開催が行われる場合もある。所管の詳細な報告事項等は各常任委員会の協議会等が行われている。</p> <p>〔参考〕 ○議会全員協議会開催日数及び報告件数 → 開催日数 6日 → 報告案件数 21件 ○全議員説明会開催日数及び報告件数 → 開催日数 6日 → 報告案件数 12件 常任委員会の協議会開催日数及び報告件数 ○総務常任委員会 → 開催日数 3日 → 報告案件数 26件 ○産業建設常任委員会 → 開催日数 3日 → 報告案件数 23件 ○教育福祉常任委員会 → 開催日数 3日 → 報告案件数 33件</p> <p>※議会広報委員会を除く ※令和3年は行政視察の実施なし</p>			

項目		海老名市	座間市	南足柄市	綾瀬市			
(3)会議における「一問一答方式」の導入状況について	本会議	全ての場面で、一問一答方式を導入している	—	—	—			
		一部の場面で、一問一答方式を導入している	—	—	○			
		[一部導入有りの場合のみ補足記入] ※「一問一答方式」を可としている場面	—	—	—	・原則は、「一括質疑・一括答弁方式」 ・例外として「一問一答方式」を可としている場面は、一般質問や代表質問における2回目以降の質問のみ ※一般質問における登壇しての1回目の質問は、「一括質疑・一括答弁方式」とし、再質問席での2回目以降の質問は「一問一答方式」	・議案は一括質疑(3回まで) ・一般質問は「一括方式」と「一問一答方式」のいずれかを選択できる ※第1回目の質問は登壇して行うこととし、その際通告した質問の全てをまとめて行うこととする。 なお、再質問は自席で行うこととし、その方法として「一括方式」(再質問の回数は2回まで)、「一問一答方式」(再質問の回数は無制限)のいずれかを選択の上、通告することとする。	
		一問一答方式は導入していない	—	○	—	—		
		その他補足事項(本会議) ※補足事項があれば記入ください。	規定は無く、事実上一問一答となることもある	—	—	—		
	「一問一答方式」の導入有無 ※「導入状況」で該当する箇所 に○	委員会	全ての委員会・場面で、一問一答方式を導入している	—	—	—	○	
			[全ての委員会・場面で一問一答方式を導入有りの場合に補足記入] ※一問一答方式は論点が明確になる反面、質疑全体の時間が長引くことも懸念されます。発言方法(時間・回数)に関する取決め等がありましたら入力ください。	—	—	—	—	・再質疑の回数:無制限 ・質疑時間:答弁も含め、1人50分以内
			一部の委員会または場面において、一問一答方式を導入している	○	—	—	—	—
			[一部導入有りの場合のみ補足記入] ※「一問一答方式」を可としている場面	—	—	—	—	—
			一問一答方式は導入していない	—	○	○	—	—
その他補足事項(委員会) ※補足事項があれば記入ください。	—	—	—	委員会としては導入していないが、本会議になった質疑応答となっている。	—			
(4)文書質問制度の導入状況(検討状況)について	「文書質問制度」の導入有無	無	無	無	無			
	[導入有りの場合のみ記入] 導入時期(文書質問が可能となった年月)	—	—	—	—			
	[導入無しの場合のみ記入] 「文書質問制度」の導入についての導入検討の有無(令和3年12月31日現在)	無	無	無	無			
(5)議会に対する情報提供等について	議会に対する執行部からの報告等のあり方	<p>常任委員会における報告事項(所管事務調査)として、執行部から報告を受け、質疑及び意見発言を行っている。 なお、案件によっては議員全員協議会で報告が行われる(執行部判断)場合もある。</p> <p>[参考] 常任委員会の開催日数及び報告件数 ○総務常任委員会 → 開催日数 7日 → 報告案件数 3件 ○文教社会常任委員会 → 開催日数 4日 → 報告案件数 10件 ○経済建設常任委員会 → 開催日数 4日 → 報告案件数 5件 ※上記は令和3年の開催状況 ※予算決算常任委員会を除く ※令和3年は行政視察の実施なし</p>	<p>代表者会議を開催し、執行部から報告や説明を受けて、質疑を行っている。</p> <p>[参考] 令和3年の代表者会議開催日数 5日</p>	<p>常任委員会の所管事務調査として、執行部から報告を受け、質疑を行っている。</p> <p>令和3年常任委員会の開催日数及び報告件数 ○総務福祉常任委員会 開催日数 10日 報告件数 19件 ○都市教育常任委員会 開催日数 8日 報告件数 13件</p> <p>*行政視察の実績はありません。</p>	<p>議会全員協議会において、市長からの発言の申し出として報告を受けている。</p> <p>・プレスリリースする内容については、事前に議員へメール等での情報提供を行っている。</p> <p>・基地政策特別委員会のみ、報告事項「その他の報告」として前定例会以降の基地関係の動向について報告が行われ、質疑も受けている。</p>			